

入札監理小委員会  
第388回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第388回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年10月27日（火） 17:10～19:38

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 実施要項（案）の審議

- 国土技術政策総合研究所等の管理・運營業務（国土交通省）
- 中央実習センターの管理・運営事業（自動車検査（独））
- 自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）（自動車検査（独））
- 自動車検査用機械器具の保守管理業務（中部検査部管内・北陸信越（自動車検査（独））
- 農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業（農林水産省）

2. その他

<出席者>

（委員）

稲生副主査、石村専門委員、石田専門委員、小松専門委員、石川専門委員

（国土交通省）

国土技術政策総合研究所 石川建設技術政策分析官、金田総務管理官

国土技術政策総合研究所総務部総務課 新井課長

国土技術政策総合研究所企画部施設課 佐々木課長

国立研究開発法人土木研究所企画部業務課 中山課長

国立研究開発法人建築研究所総務部総務課 高島副参事

（自動車検査（独））

企画部 中谷部長、富田参事役

企画部研修課 吉祥課長

業務部技術課 松井課長

(農林水産省)

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室 田中室長

農林水産技術会議事務局研究推進課(産学連携振興担当) 伊藤課長補佐

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携振興室 加藤係長

(事務局)

澤井参事官

○稲生副主査 ただいまから第388回入札監理小委員会を開催します。

本日は、

- ①「国土技術政策総合研究所等の管理・運營業務」
- ②「中央実習センターの管理・運營業務」
- ③「自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東検査部管内）」・「自動車検査用機械器具の保守管理業務（中部・北陸信越検査部管内）」
- ④「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」

の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、「国土技術政策総合研究所等の管理・運營業務」の実施要項（案）について審議を行います。

実施要項（案）について、国土交通省国土技術政策総合研究所企画部施設課佐々木課長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○佐々木課長 ただいま紹介のありました業務の説明をさせていただきます国土交通省国土技術政策総合研究所施設課長をしております佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に、施設の概要の説明をさせていただきます。

本業務ですが、私ども国土技術政策総合研究所（国総研）と国立研究開発法人である土木研究所及び建築研究所の施設の保全・警備・清掃業務で、平成24年度に発注しました施設管理・運營業務の2期目に当たる業務となっております。

お手元の概要のポンチ絵をご覧くださいと思います。この3機関の施設でございますが、大きくは旭地区と立原地区の敷地に分かれております。旭地区には国総研の8部署と土木研究所、立原地区には国総研の3部署と建築研究所がございます。敷地の総面積は約146万㎡で、対象施設数は143施設でございます。

ただいま説明いたしましたように、本業務は3機関における施設管理・運營業務の2期目となるもので、実施期間は平成28年4月から平成33年3月の5カ年でございます。

なお、1期目の入札は、競争参加者2者のうち1者が資格者配置等の不備で欠格となったため、結果として、入札参加者が1者になりまして、6月の本小委員会におきまして、競争性を高めるため、業務の分轄を含め発注方法の見直しを行うように指示を受けたところでございます。分轄による見直し案としては、大別しますと、保全・警備・清掃業務の業務ごとに分轄するという案と、旭地区と立原地区の地区別に分轄するという案を検討しております。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」という閣議決定の中で、「土木研究所と建築研究所は、共同調達の実施等により業務の効率化を図る」という文言が盛り込まれております。この文言を受けまして、土木研究所と建築研究所の分離を行うという、共同調達にならない、地区による分轄、こちらのほうは今回は行わないということで、業務ごと

に分轄する案でまとめさせていただきました。

また、業務の質の向上がより期待できることから、保全業務と警備業務につきましては、財務省と協議の上、総合評価落札方式による発注としております。1期目の発注におけるパブリックコメントにおいても、総合評価方式を求める意見が複数者からありました。総合評価方式とすることで、参加者の関心を高めることが期待できるのではないかと考えております。

なお、清掃業務については、仕様書に基づき業務を実施していただければ、発注者の要求水準は満たされ、それ以上の質の向上を期待する必要性は、他の2業務に比べれば低いということで、一般競争としております。

各業務の競争性については、市場化テスト前の競争参加者が、保全業務で4者程度、警備業務で8者程度、清掃業務で5者程度あったことから、各業務ごとに分轄することで、各業務とも複数者の入札参加は見込めるものと期待をしております。

各業務の発注規模ですが、年額にいたしますと、保全業務で約3億円、警備業務で5,000万円、清掃業務で4,000万円程度という業務規模となっております。

なお、業務内容については、各業務とも、1期目の業務と同様で、対象施設が更新等のために一部変更となっているほかは、大きな変更はございません。お手元には、見え消しの資料で実施要項が配付されていると思いますが、それによりますと、赤字で追加された記述が多く見られると思いますが、どちらかといいますと、よりわかりやすい実施要項とするために、詳細な説明を加えたものや、別紙に記述されている事項について、本文にも追加させていただいた記述がほとんどでございます。業務内容が変わるといような、内容変更のものではございません。

もう一つ、事務手続上の変更点になりますが、業務を3分轄したために、発注担当部署も3分轄としてございます。保全業務と警備業務は国総研の2つの部署で、清掃業務は建築研究所で行うことにしております。

続きまして、各業務について説明をさせていただきます。時間の都合もございますので、業務内容は1期目と同様ということで、省略させていただき、各業務の資格要件と企画書の提案項目及び配点といったものについて、各発注担当から概要を説明させていただければと思います。

まず最初に、保全業務の実施要項の説明を私からさせていただきます。

入札参加資格については、実施要項の6枚目の「3. 入札参加資格に関する事項」になります。(1)から(7)が一般的な事項になってございます。これに加えまして、(8)で、企画書の必須事項が全て満たされていること。また、(9)で、業務実績として、「①建築物等点検保守」の実績、「機械設備等運転監視・点検保守」の実績、「③電気設備等運転監視・点検保守」の実績、「④昇降機の点検保守」の実績といったものを求めています。

要求の実績規模については、対象施設のうち最大規模の施設となるものの2分の1程度

に相当する規模を基本の目安とさせていただいております。競争性を高めつつ、業務履行の信頼性を確保するという観点から、同等以上の規模を条件とはせず、2分の1程度の規模を条件とさせていただいております。

なお、本業務では、防災非常設備や交通信号機の点検保守といったものも業務に含まれておりますが、今回求める4つの実績があれば、これらを履行する能力は十分にあると考えまして、これも競争性を高める工夫の1つとして、その他の業務実績は求めていないという形にさせていただきます。

また、(10)については、グループとして参加する場合の要件ということで記述をしております。

続きまして、企画書の提案項目と配点について説明をさせていただきます。お手元の資料の別紙4で、赤字になっておるものになりますが、こちらの評価表で説明をさせていただければと思います。

今回は、総合評価方式としたことから、前回と評価項目が変わっております。1から5欄の「必須事項審査」の項目ですが、実施すべき項目と必要な資格者配置等について、適切な実施計画となっているか。円滑な業務履行のための社内体制やグループ企業の連携体制が構築されているかといったところを評価する項目でございます。配点は、160点満点中100点で、満点以外は競争参加資格を失うというところが、ここの必須事項でございます。

続きまして、加点事項の配点は、160点満点中の60点で、項目は大きく3つに分かれます。1つ目は6から7の保全業務全般に係る事項でございます。確実に安全、かつ環境への配慮も含め、適切に業務を履行するための現場体制、協力会社等との連携、管理体制の構築についての提案、安定した業務の履行のための要員確保と人員配置、企業倒産等に対する危機管理体制に係る提案といったものを求めております。こちらについては、加点事項60点満点中10点の配点とさせていただいております。

ここまでの評価項目については、総合評価方式の発注で先行しております国土交通本省や国土交通大学校の評価項目を参考にさせていただいて、ほぼ同じような内容とさせていただいております。

また、2つ目の提案事項は8から9欄でございます。こちらについては、日常業務の質的向上に係る提案項目でございます。本業務の特徴は、対象施設が設置から40年近く経過して老朽化が進んでいること、それと、約146万㎡という広大な敷地に150近い施設が点在しているのが、本業務の大きな特徴かと思っております。そのため、9欄で、施設を効率的かつ的確に管理・運営するための工夫、8欄で、その提案の実行性を裏づけるための経験を求めてございます。配点は、加点事項60点満点中30点でございます。

また、3つ目は10から11欄になります。緊急時における業務の質的向上に係る提案項目でございます。国総研、土木研究所、建築研究所の3機関ですが、災害時には、地方整備局や地方自治体等の技術支援の拠点となるということで、支援のための執務機能を常に確保しておく必要がございます。このため、10では、施設の故障等に対するものとし

て、予防保全や故障時の迅速かつ的確な対応に係る提案といったものを求めています。11欄では、地震等の災害時に対するもので、日ごろの訓練や被災時の対応に係る提案といったものを求めている項目でございます。配点は、加点事項60点満点中20点にさせていただきます。

保全業務の内容についての説明は、以上でございます。

○新井課長 続きまして、警備業務の説明を行います。警備については、総務課の担当ということで、新井が説明します。

資格要件ですが、お手元の資料で実施要項の5枚目になります。3番の入札参加資格では先ほどの保全と同じで、(1)から(7)までは、保全業務と同様としております。(8)で警備業法について触れ都道府県の公安委員会の認定を受けていること、(9)で企画書の必須事項が全て満たされることを参加条件としています。次のページの(10)は、入札グループとしての参加の要件です。保全とほとんど同じです。

なお、保全業務と同様に、ちょっと記載漏れですが、業務実績を求める予定でございまして、(9)の次に(10)で、1年以上の警備業務の実績を求めることとしております。入札参加条件については、以上です。

続きまして、企画書の提案項目と配点ですが、お手元では、1枚ペーパーA4縦書きの表を配らせていただきました。こちら先ほど御説明のあった保全業務とほぼ同じで、中身が若干変わっております。1から5の欄については、必須事項の審査の項目としており、加点事項の6～7までは、先ほどの保全業務と同様となっています。8～9欄は日常業務の質的向上に係る提案になります。職員と部外者の識別の工夫や広大な敷地内の効率的な警備、夜間での巡回警備、警備員の安全確保等に係る提案を9欄で求めており、その実行性を裏づける経験を8欄で求めています。配点は、加点事項60点中30点になります。続きまして、10欄、11欄ですが、こちらは先ほどの保全と同じように、緊急時における業務の質的向上の提案項目になります。10欄は、不審者や盗難等に対する具体的な対応の体制や火災、事故等の発生に対する対応の提案を求めています。11欄は、地震等の災害等に対するもので、休日・夜間等の緊急対応や体制、日ごろの訓練、また、被災時の対応等の提案を求めています。配点は、加点事項60点で、満点20点です。全体で、基礎点が100点でございますので、先ほどの保全と同じように、160点満点です。

説明は以上です。

○高島副参事 続きまして清掃業務について、建築研究所の高島が説明させていただきます。

お手元の資料の清掃業務について、資格要件ですが、資料5枚目めくっていただきまして、裏側になります。「3. 入札参加資格に関する事項」でございます。

発注が国立研究開発法人の建築研究所となりますので、国総研の発注と若干記述の違いはございますが、(1)から(6)について、ほかの2業務と同様の一般的な要件を記載しております。(7)で、企画書の必須事項が全て満たされることを参加要件としており

ます。(8)では、業務実績として、保全業務の考え方と同様に、対象施設のうち最大規模の施設となるものの2分の1程度に相当する規模の施設における実績を求めています。

(9)、(10)については、グループとして参加する場合の要件です。また、(11)については、本清掃業務がWT0の対象となることから必要となる要件でございます。

続きまして、企画書の提案項目については、別とじの資料の61ページになります。別紙4という記載になっているところがございます。そのうち1から5については、基本事項として、先の保全業務、警備業務の必須事項の審査と同様の内容となっております。6欄については、業務全般に係る事項として、確実に安全かつ環境への配慮も含めた業務の履行に係る提案を記載しております。また、7と8については、本業務の履行に当たっての改善提案を求めています。本業務については、一般競争で行いますので、提案内容が適正かの評価を行い、7番、8番の欄を除く全ての提案が適正であることが、入札参加の要件となります。また、7番、8番の欄については、改善提案ということで、業務履行の必須の事項ではないため、評価の対象とはしておりません。

説明は以上でございます。

○佐々木課長 続きまして、パブリックコメントに関する説明をさせていただきます。お手元の資料、A4の横書きの一覧表になったものでございます。

パブリックコメントの実施結果ですが、保全業務で6件、警備業務で13件、清掃業務で14件の意見がありました。意見をお寄せいただいた方の総数は6者でございます。意見の内容と回答及び実施要項への反映については、その一覧表で説明をさせていただきます。

まず保全業務への意見の1番目として、業務の分轄についての質問でございます。回答として、入札の競争性を高めるため行うということで説明をさせていただきます。

続きまして、意見の2番から3番ですが、現場説明会の開催に係る要望意見でございます。現場説明会を行わない理由と、これにかわる個別の現地確認を行う旨を回答し、実施要項へ記述を追加するというので、回答をさせていただきます。なお、既に現地の状況を御存知の入札参加希望者もあることを考慮しまして、現地確認を入札参加の要件とすることはいたしません。

また、4から5番については、企画書の加算評価の配点アップに係る要望意見ございました。加算事項は、発注仕様を満足した上でのさらなる質の向上を求めるものであり、要求水準の2倍や3倍のサービスが得られるという性質のものではないということもありまして、基礎点の配点をより高く設定しているという旨で回答をいたしております。

6番目は、資格者配置に係る意見ございました。御指摘のとおり記載漏れでございます。実施要項へ記述を追加するというので回答をさせていただきます。

保全業務については、以上でございます。

○新井課長 続きまして、警備業務について説明します。2枚目をご覧ください。

1番から6番までは、今、説明のありました保全業務と共通の意見ございましたので、回答も同じようにしております。



7番以降につきましては、実施要項ではないですが、別紙について質問があったのですが、これについては、業務に従事する者の役割に関する質問でした。記述にわかりにくい箇所もありましたので、用語の説明も含め見直す旨の回答をしております。その他、細かい業務内容についての質問と回答ということで、それについては、説明は省略させていただきます。

以上です。

○高島副参事 清掃業務について説明させていただきます。資料3枚目です。

1番から2番については、参加要件とした業務実績をもっと厳しくすべきというような意見でございます。競争性や公平性の観点から、必要最小限の要件とすべきということで、現行の要件で十分と考えている旨の回答をしております。

続きまして、3番から5番については、先に御説明のありました保全業務・警備業務と共通の意見で、回答も同じです。

続きまして、6番から8番については、総合評価方式の発注要望に関する意見でございます。先に説明しましたのと重複いたしますが、清掃業務においては、仕様書に基づき業務を実施してもらえれば、発注者の要求水準は満たされ、それ以上の質の向上を期待する必要性は、ほかの2業務に比べて低いと考えておりますので、その旨を回答しております。

続きまして、10番、12番、13番については、個別の業務の剥離清掃についての提案意見でございます。提案を受け、国総研及び土木研究所の共有スペース等について実施することとし、実施要項に記述を追加することにしております。また、国総研立原庁舎と建築研究所においては、現行どおりとしております。

その他については、誤記や記載漏れに係る意見でございます。それぞれ訂正及び記述の追加を行う旨で回答をしております。

説明は以上でございます。

○佐々木課長 これで、資料の説明をさせていただきました。

○稲生副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○小松専門委員 評価の仕方の別表4の記載の中身がよくわからないのですけれども、8番ですね。老朽化した本業務の対象の中で、A：30年以上、B：25年以上、C：20年以上とあったり、その下が面積で、その下が棟数ですが、このA、B、Cは何をあらわしているのですか。

○佐々木課長 こちらは、各配点が満点で15点ということになっておりまして、基本的には、Aは優という形で満点の評価、Bは良という形で9点の評価、Cについては可ということで3点の評価ということで、それぞれ優・良・可に加点の配点が決まっておりますので、それを振り分けるためということで、老朽化した施設の例えば保守の業務実績が30年以上という施設の実績があれば、そちらは15点の満点で加点します、25年の施設での実績

であれば9点の加点をさせていただきますというような意味の記述になってございます。

○小松専門委員 そうだとすると、項目が3つありますね。A、B、C。ここから先がよくわからないのですけれども、例えばAが3つあったら15点なのか、1個でもあったら15点なのか、その辺はどうなっているのですか。例えば30年以上の経験はあるけれども、面積は5万㎡しかなくて、30棟以上しか経験がないというような業者の配点はどうなるのですか。

○佐々木課長 説明が不十分で申しわけございません。

それぞれ3つの中で、A、B、Cをそれぞれ点数化しまして、その点数の合計点の中で優・良・可を決めさせていただくことになっています。ここについては、Aを何点にして、その合計点で何点以上だったらということはちょっと書いてないのですが、今後、その点数の配点については、内部でもう少し調整をさせていただこうと思っているところでございます。

○小松専門委員 わかりました。

○稲生副主査 恐らく5・3・1、5・3・1とか横に引いて点数を配分するのでしょうか、それはそれとしまして、そうすると、考え方としては、8の欄で言うと、老朽化したもの。要するに古いものを扱っていけばいるほど評価するという、こういうような感じですか。

○佐々木課長 はい。

○稲生副主査 わかりました。そういう評価もありかもしれないのですけれども、でも、AとBでそんなに違いが出るのかなという感じはしてしまうのですが、そういう評価をなさるのであれば、ありかなとは一応思います。

それはそれとしまして、例えば2番の対象延べ床面積で15万㎡とか10万㎡は、そちらからすると、差をつけるほどのものではあるのですね。つまり、規模が大きければいいというものでもなくて、5万㎡ごとに差をつけていくというのは、何か段階として重要な意味があるのかなということなのです。

それから、もっと言うと、3番で、70棟以上とかで評価するとなっていて。恐らく、今回、さっきもお話がありましたけれども、全体の面積が土地で150万㎡、棟数でも143施設とかありましたので、多分70で評価するのは、その半分ぐらいということだと思うのですけれども、だから、ちょっと細か過ぎる感じがしないでもないですね。それしかないのか。

あえて言うと、5・3・1、5・3・1でつけるしかないのですね。この基準みたいなものは、ほかの施設でもこういう評価をしたことはおありになるのですか。

○佐々木課長 直接、老朽化施設とか、広い敷地に点在するような施設ということで評価しているのは今回が初めてだと思いますので、この項目で評価しているというのではないと思います。ただ、総合評価の中では、いろいろな提案項目の中で、段階的に、ここまでの経験値があればA、その次のランクであればBという形の加点評価をさせていただいてい

る評価は、従前の総合評価の中ではございます。

○稲生副主査 参入障壁にならなければ、こういう評価があるのかもしれませんがね。点数は、今回、パブリックコメントにもありましたけれども、要は、加点をもっと増やせと言っているぐらいで、逆から言うと、加点の部分は割合的に余り高くなくて、要するに、15点だから、160点中の10%を切っていますね。こういうのでいいのかな。

○小松専門委員 感想ですけれども、ちょっと細か過ぎて、ここでは余り差がつかないのではないかという気もしないでもないですね。それぞれにA、B、Cと分けておられるけれども、例えば、それぞれ1番は30年以上の経験があるかないかぐらいにして、2番はAだけ取ってきて、それぞれやったことがあれば15点、そのうち2つ満たしていれば良というようなぐあいに、もうちょっとシンプルにしてしまってもいいのではないかなという印象は持っていますが、こうなさいと言うつもりは全くございません。

○稲生副主査 ここはもう少しわかりやすく、一応御検討をいただくということだと思いますね。我々も絶対的な基準があるわけではありません。

○佐々木課長 わかりました。

実は、最初は、今、意見をいただいたような、かなり大ざっぱな形で求めようということも考えておったのですが、評価アドバイザーの方から、余り厳し過ぎると提案が出てこない可能性もあると。では低くすると、質的向上が望めない部分もあるので、その辺を少し検討したほうがいいのではないかという意見をいただいております。

そういった中で、こういうふうに小割りにすれば、ある程度点数はもらえるのだな、このクラスでも点数がもらえるのだなということもわかっていただけるかなということも考慮いたしまして、ちょっと細か過ぎるような気はしたのですが、小割りで、このクラスだったらちゃんと点数をあげますよということを示させていただくという形にさせていただきました。

○石田専門委員 今のは8ですけれども、その上のところの6、7で言うと、3つの評価の視点があるけれども、満点が5点となっていると、どの項目について点数を入れるのか、ちょっと割り切れないのでどうなのかなというふうに思って、ぱっと見ると、例えば7の「1. 業務の確実な実施のための十分な人員配置が提案されている」これはどうして加点になるのだろうか、ちょっとそこは疑問にも思ったりもしたのですが、人員がきちんと配置されているのは、基礎点ではなくて加点なのですかね。

○佐々木課長 基礎点の部分にも該当するような項目とは思いますが、ここの部分については、業務そのものがきちんと履行されるかということの中で、円滑にという部分の観点からということにさせていただいております。いわゆる仕様を満足するというためだけではなくて、この業務そのものがきちんと本当に発注者と円滑に進めていけるだけの人員体制が確保されているかといった観点から少し見させていただくというところの項目で、加算事項の項目として挙げさせていただいております。

○小松専門委員 また、ちょっと余計なことを申し上げるようではありますが、それだった

ら、「確実な実施」というよりは「円滑な実施」というふうに変えられたほうがわかりやすいかなと思います。

○佐々木課長 ありがとうございます。

少し見直しをさせていただければと思います。

○稲生副主査 ほかにいかがでしょうか。

○石村専門委員 これを細かく分けたのは、前回、1者落札だった。要は、業務を分けることによって複数で、前は15者説明会に来ていただいたけれども、結局、1者だった。その15者に一応事情を聴いて、集めた結果、分けたら、今度は参入しそうだというような、それぞれの事情を聴けば、複数者恐らくは入札参加可能という回答を得ているということなのか。

○佐々木課長 そうではございません。

私ども、その辺、入札の透明性・公平性といった観点から、入札前に、特定の業者さんとお話することは極力しないようにということで、国交省としては方針で動いております。したがって、もし、お声をかけるとすれば、当然、参加をされそうな全者に声をかけなければいけないのですが、1者でも2者でも漏れがあったときに、発注者として非常に困った立場に置かれるということもありますので、基本はそういった入札前に業者さんとお話をする機会は持たないという形でさせていただいております。

したがって、今回も、必ず来てもらえるかどうかという確認はしていない状況でございます。

○石村専門委員 手元の資料に、入札不参加の理由という形で、事業規模が大きく、実施体制が組みづらいという理由が書いてあるのですけれども、これは、要は、予想で書いたものということですか。

○佐々木課長 どちらかというところのいろいろな業務とかそういったのも参考にはさせていただいてやっております。本来でしたら、例えばですけども、前回の入札が終わった時点で、例えば説明会に来られた方々にアンケートをとるとか、そういうことをしていれば、本当の意味で参加されなかった理由が把握できたのですが、大変申しわけないことに、そのときはそういう行為をやっておりませんでしたので、その後になって、今になってそれをやろうとすると、入札前に入札情報を漏らすような行為と取られないこともないので、今になってはちょっとできないという状況でございます。

○石村専門委員 ということは、今後は、説明会に来られた方のアンケートをとって情報収集に当たられるということなのか。

○佐々木課長 場合によってはさせていただこうかなとは思っています。私ども国総研の入札契約手続の中で、競争参加者が1者になってしまったような案件については、その案件の契約後に、入札説明書を手に入れた方々を対象に、入札説明書を取りに来たけれども、どうして入札に参加されなかったのかということをお聴きすることもやっておりますので、もし、今回3業務のうち1業務でも1者応札となるような案件がございましたら、それは

私どもの内部の運用に従いまして、事情をヒアリングさせていただくことはしようと思っています。

○石村専門委員 いろいろ御苦勞があるとは思いますが、複数者入札される御努力をよろしくお願いします。ありがとうございます。

○稲生副主査 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、先ほどの若干の修正事項はありますけれども、原則、私のほうに御一任させていただきたいと存じますが、委員の先生方はよろしいでしょうか。

（各委員、了承）

○稲生副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省退室・自動車検査（独）入室）

○稲生副主査 続きまして、「中央実習センターの管理・運営事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について自動車検査独立行政法人企画部中谷部長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でお願いいたします。

○中谷部長 検査法人の中谷でございます。よろしくお願いいたします。

まず、実習センターの要項の件ですが、まず初めに、10月1日からパブリックコメントを行いまして、特に修正の意見は寄せられておりません。

この要項の中身ですけれども、中央実習センターという私どもの研修施設がございまして、そこで職員が実際研修を行うわけですが、その研修の際に、職員が寝泊まりする際の生活の支援とか、それから、建物の保守管理をやっていただくのが委託業務の中身になっております。

実際、要項の中身ですけれども、前回からの変更点を中心に御説明させていただきたいと考えております。この委託事業は、既に過去に、1回目は2年間委託しまして、それから、次に5年間、今年度が最終年度になっておりますけれども、5年間実施しておるとい、その2回の実績が既にございます。その実績を踏まえまして、基本的には、それほど

見直すところはなくて、所要の改正をしたというのが内容でございます。

具体的には、2点ほど、見直し、追加をしたところがございます。資料B-2を見ていただきまして、8ページ目でございます。修正点です。非常に瑣末な修正点ですけども、(5)に「清掃業務」がございまして、対象の清掃業務はこの箱の中に書かれておりますが、その一番最後に、雨どいの清掃がございまして。別紙13に具体的な内容が書いてあります。別紙13は、60ページをご覧くださいますと、内容としては1枚物ですけども、雨どいにいろいろ落ち葉とかが集まりますので、それを清掃していただくという項目をつけております。これは参考で、90ページに従来の今までやってきた外部委託している業務という資料を表でつけております。その一番下の⑭に雨どいの清掃という項目がありまして。この項目が今まで、清掃はやらないといけないものですから、別途、我々検査法人で契約をしていた項目でございます。今回3回目になりますので、これも含めてお任せしたいということを考えまして、今回の要項の見直しの中に、新しい業務内容としてつけ加えております。それが1つでございます。

もう一点ですが、これも同じような話でして、90ページの⑮にのり面の樹木の管理という項目がありまして。これも研修所のそばに壁になっている部分がありまして、そこはいろいろなことに使えるわけではないのですけれども、草が伸び放題になっていまして、それを定期的に毎年草刈りを行っておるのですけれども、こちらも今までは、別途、検査法人が別委託で草刈りを行っていたりしていたのですが、その項目も今回新しく一括で委託をかけたいと思ひまして、⑮番と⑯番の内容を新しく要項の中に入れまして、民間事業者にお任せしたいと考えております。その部分を今回追加で要項の見直しを行ったというのが今回の変更点でございます。

ちょっと戻りますが、のり面の樹木の管理については、71、72ページの別紙19で、樹木の保守管理という項目で仕様書をつけておりまして、ここで新しく剪定を行っていただきます。新しく追加でやっていただく場所としては、72ページに(東・南部法面)という項目を最後につけておりますが、1901㎡。この場所を新しく追加しまして、その樹木の管理をやっていただくというふうにしたいと考えております。

今回大きく追加したのはその2点でございます。それ以外に、若干文言の修正とかを行っております。そちらも簡単に御紹介いたします。中身を大きく変えたわけではないのですが、例えば12ページの3.の(1)の⑥に、法令上の資格を有するという項目がございまして、その後半に、(カ)と(キ)と(ク)という項目がありまして、暴力団とながってないとか、税金は払っているとか、保険料を滞納してないとかという項目がございまして。これを新しく追加をしております。こちらを追加した理由は、内閣府さんから、要項の標準例ということで、基本的にこういう内容を入れなさいという例をいただいておりますが、そこに記載されていたものを追加しておくべきであるということで追加をしたという、そういう若干の修正を行っております。

同じような、標準例に合わせて変更した場所としては、代表的な例を御紹介しようと思

いますが、例えば20ページを開けていただきますと、契約解除の条件として、11. の（3）に、「不可抗力の免責」という項目がございまして、この項目も当初はなかったので、追加をしておると。不可抗力により業務が遂行できなくなれば、それは仕方がないという項目を追加しております。

同じページで、12. の（3）の③と④の項目も、民間事業者が負う可能性のある責務ということで、法令上の責務が書いてありますが、③、④を追加しました。

それから、（4）の「業務の引継」の中身も、実際の例に合わせて所要の見直しを行って補っておるといふ、そういう変更を行ったところでございます。

以上が、前回の要項との違いという項目でございます。

この内容で入札をさせていただければなと考えております。

以上でございます。

○稲生副主査 御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）につきまして、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○石田専門委員 90ページの実施委託費の内訳ですが、今回のことには余り関係ないのかもしれないのですが、民間競争入札前と入札後だと、民間競争を入れたほうが30%以上、500万円ぐらい経費が上がってしまったという理解でよろしいのですか。

○中谷部長 そうですね。ここに書いてある数字がその結果でございます。

○石田専門委員 その入札の前までは、一つずつ入札だったのですか。それとも、随意契約だったのですか。まとめて上がってしまったのかというのはどうしてなのでしょうね。逆に、入札の競争が余り働いてなかったから、1期目は1者だったのだということなのでしょうか。

○中谷部長 その辺の詳細分析は余りできてはおりません。済みません。すぐ御回答できないので、また、後ほど整理しまして、お答えしたいと思います。

○石田専門委員 初年度の民間競争入札が1者応札だったので、そこでちょっと高くなってしまって、2期目以降は、前のときの委託費を見ているので、同程度になったのかなというような気がしますので、競争を是非働かせていただきたいということでお願いします。

○中谷部長 わかりました。

○稲生副主査 ほかにいかがでしょうか。

ほかの案件にもかかわるのですけれども、パフォーマンス自体は前期もよくて、要は、何が申し上げたいかということ、今回第3期ということで、競争が働いて、経費も、今の時代ちょっとわかりにくいところではあるのですけれども、もし横ばい程度に例えば推移をしたときに、例の外部評価の委員会とか、そこら辺を用意いただければ御卒業いただけるというか、そういうふうになるのですけれども、その点の御準備は今後されるのでしょうか。

○富田参事役 今後、していかないといけないとは思いますが、まだ準備ができていな

いのと、この法人は来年の4月から別の法人と一緒にあって新しい法人ができるものから、その機をとらえてやっていかないといけないかなというふうに考えております。

○稲生副主査 わかりました。

○富田参事役 現実、そういう評価をする委員会はあるのですけれども、契約の後の評価をしていただいているのですが、契約前の段階のところまで踏み込んではいないので、そういうところを立ち上げないといけないというふうに思っています。

○稲生副主査 契約した後の委員会ではなかったですか。

○富田参事役 契約監視委員会は法人の中に持っております。

○稲生副主査 あるいは、事後的に質がどうなっているか評価をするとか、その点がまだないわけですね。

○富田参事役 そうですね。

○稲生副主査 わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、先ほど質問が出ておりますので、もし、わかる範囲でということになりますけれども、わかれば、事務局を通じて教えていただければと思います。ちょっと過去の話でもありますけれども、分析可能な範囲で、是非御回答をお願いしたいと思います。

要項の内容自体については、今、特段、意見がなかったと理解をしております。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて、小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成等については、私に御一任いただきたいと存じますが、先生方よろしいでしょうか。

（各委員、了承）

○稲生副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

引き続き、「自動車検査用機械器具の保守管理業務（関東・中部・北陸検査部管内）」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）につきまして、自動車検査独立行政法人企画部中谷部長より御説明をお願いしたいと思います。説明は30分程度でよろしく願いいたします。

○中谷部長 資料はC-2になります。

この業務は、タイトルにありますように、検査機器の保守管理という業務を行っていただいております。要項の3～4ページにその内容が記載されておまして、具体的には、3ページの（2）にありますように、検査機器の定期点検をやっていただく。我々いろいろな機器、テスターを使って車検場もやっておまして、その定期点検、保守管理をやっ



ていただく。それから、テスターの中には、種類によっては、4ページの(4)にありますような精度の管理というのでしょうか、校正を行うような、そういうことも必要になってきますので、そこの業務を民間に委託しているという、そういう内容になっております。

こちらの実施要項については、パブリックコメントを10月1日から行っておりますが、特段の意見は出てないという状況でございます。関東検査部の保守管理業務についても、既に2回委託実績がありまして、今回3回目で、基本的に、中身を余り変える必要はないのかなと考えているところでございます。

要項の内容で1点だけ追加した部分がございます、同じく4ページ目に(3)を追加しております。(3)は、当然と言えば当然ですが、民間事業者が不具合を発見したときには、直ちに、その内容を我々法人のほうに連絡をくださいというものを追加しております。こちらは、検査業務を行っていく中で、業務を円滑に進めていく必要があります、不具合があれば、速やかに法人側でその修理を行って、検査業務を続ける必要がありますので、そのために早目に連絡をいただいて、すぐ修繕を行う。そういう問題意識から、(3)の追加をしたところでございます。

大きくは、この追加項目1つでして、その他の修正としては、標準例をいただきましたので、それに合わせて所要の文言修正・追加を行ったというのが変更内容になっております。標準例に従いまして追加した項目を御紹介いたします。

○稲生副主査 標準例については、結構でございますので、省略いただければと思います。

○中谷部長 わかりました。

では、省略させていただきます。

以上が、関東検査部の保守管理業務の要項の変更点でございます。

同じように、中部検査部の保守管理業務については、D-2になります。こちら修正点については、関東検査部と同じ項目だけございまして、中部検査部についても、既に2年間民間業者に委託を行ってございまして、今回2回目で、期間は2年間から5年間に延長して委託業務を行いたいと思っておりますが、要項の内容としては、従前のものを基本的に同じもので実施したいなと思っておりますのでございます。

後で、まとめて、各検査部間の違いみたいなものの資料を添付させていただいていると思いますので、そこで違いは説明させていただければと思いますが、要項の内容としては、中部検査部も関東検査部も同じところを変えただけというところでございます。

それから、次の北陸信越検査部の要項はD-4になりますが、前回不落で入札できなかったのですが、こちらも、基本的に、我々が委託事業者に求める内容としては変わってないと考えておりますので、前回のものからは修正はせずに、要項としてはまとめたなと思っております。前回からの変更点も、関東検査部と同じ内容を追加しているというだけでございます。

要項の内容として、3検査部あるわけですが、各検査部の違いについて、参考資料の比較したものがございまして、そこを御説明したいと思います。参考資料の1枚物で「関東

検査部・北陸信越検査部・中部検査部の比較」です。基本的に、前回からこの内容を変えているわけではございませんが、一応比較として、要項の内容の違いとしては、ここに書いているものが違いとして存在しております。

例えばですが、事務所の数としては、関東検査部は23、北陸は小規模で6事務所、中部検査部はやや多くて12事務所ありまして、それぞれに合わせてコース数も変わってきているという状況でございます。今回、要項の内容としては、委託期間は、関東検査部は5年、北陸検査部はトライアルという意味もありまして2年としております。中部検査部は2回目ですので5年間委託したいと思っております。

「業務の質」で我々が求めたい業務内容としては、ここに書いてあるとおりでございまして、基本的に前回の要項とは変えておりませんが、内容としては、検査機器定期点検とか、機械の校正を実施する際に、どうしてもコースの閉鎖をする必要が発生するわけですが、それは最小限にしていきたいということで、この時間の設定をしておるところでございます。この時間の設定については、我々が以前、個別で委託に出していたときに、実際このぐらい時間がかかっていました、コースを閉鎖していましたという、その実績値をもとに、それと同等のものを求めたいということで、要件として設定している状況でございます。

こういう内容で要項をつくっておるということでございます。

以上でございます。

○稲生副主査 御説明ありがとうございました。

それでは、本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

関東検査部管内と中部検査部管内は、競争も働いていたということと、それから、前回、パフォーマンス上も特段問題なかったと聞いておりますので、今回、北陸信越をどういうふうにもまく競争原理を働かせていくかということだと思いますけれども、もちろん我々としては宣伝を一生懸命やっていたかというのもあるのですけれども、どうしても規模が小さいというのもあって、これまでの関東とか中部で引き受けてくださった大きめの業者が、北陸信越全般を見るのはコスト的にもなかなか見合わないという話もあろうかと思ひまして、若干懸念ですね。同じようにやった場合に、また、同じように不落になるのではないかという感じはしておるのですが、個別に市場化テストを使わないでやった場合に、競争は働くのですか。あるいは、いろいろなばらばらとある業者さんと随契で一個一個契約を結びながら、北陸管内の6カ所の仕事をお願いしているという、こういう理解になるのですか。

○中谷部長 個別でやる場合も、入札を行っております。ただ、ある一定のロットで、基本的には事務所単位になると思うのですけれども、それで入札して契約します。

○稲生副主査 その場合に、競争は働くのですか。

○富田参事役 過去の実績では、定期点検に関しては、競争が働いている部分はございま

す。

○稲生副主査 どうしてもうまくいかなくて、随契になったりするところもあるという感じですか。

○富田参事役 検査機器の校正と重量計の定期点検は、校正に関しては、国交省に届出をしていただいている業者さんということになって、今現在、1つのあれしかないのので、結果、そこになってしまいます。重量計に関しては、計量法に基づいてやられるので、各県の検定場みたいなところになるものですから、それは競争が多少はあると思います。そういうところをお願いをするということで、定期点検に関しては一般競争で、競争は働いているという実績がございます。

○小松専門委員 北陸信越というくくりがどうしても遠くなってしまいうし、ばらばらになっていると思うのですけれども、私もここで生活したことがあるので、状況はよくわかるのですけれども、金沢と新潟を往復するのは非常に遠いのですね。東京のほうが近いというイメージがあって、そういう意味でくくりを変えるということではできないのですかね。例えば、新潟は関東圏に入れてしまおうとか、長野は中部と一体化するとか、何かそんなようなことをしてしまうと、もう少し競争が働くかなという気もしないではないのですが、それは制度上難しいのでしょうか。

○富田参事役 言いわけなのかもしれませんが、関東も中部も、検査部管内を1つにまとめてやったほうがやはり効率がいいというのと、結果、分けて、仮に、片方が競争になったとして、片方が、また別になったとすると、2つの作業を同時並行に検査部でやらないといけないというようなことも出てくるので、そういう意味では、できれば検査部は1つでまとめてやりたいというのがあります。

○小松専門委員 そちらのほうの組織上でそうなるということですね。わかりました。

○稲生副主査 ほかにはいかがでしょうか。

事前にサウンディングと申しますか、これからですかね。応札いただくようにということで御工夫なさっていますか。

○中谷部長 今、関東を受けていただいている業者と中部を受けていただいている業者には、中身の詳細な説明はしたところです。

それから、北陸信越の地場の民間事業者があれば、逆に、うまく受けやすいのかなというところもございまして、その事業者、具体的には、同じような検査機器を管理している大手のバス事業者がございまして、そこに要項の中身をお知らせしたりしているというのはやっておるところでございまして。地方の企業に受けていただくのが一番受けやすいのかなと思ったりするのですけれども、どうしても東京から出て行く、中部から出て行くとなると、旅費とか日当とかを考えるとコストアップするようになるので、地元がいいのかなと思って、地元の民間企業にサウンディングをするというようなことはやったりしておるといふ状況です。

○小松専門委員 ちょっと余計なことを申し上げるのですけれども、あっちで暮らしてい

た感じで言うと、金沢と新潟は同じ地域と言いくいのですね。くくり方はいろいろあって、この辺は一番ややこしいところなのです。いろいろな役所がありますけれども、新潟がどこに入るかというのはいろいろなのです。東北電力があつたり、電話局は関東甲信越とか、電力はこっちとか、いろいろそれぞれが分け方を違えていて、ここがまとまっているという印象は実はほとんどないのですよ。

だから、逆に言えば、さっきちょっと申し上げたような形でばらばらにしてしまったほうが、本当はまとまりとしてはあるのかなという気もしています。ここをどう扱うかは本当にすごい難しいと思います。

○中谷部長 はい。

○稲生副主査 毎回、この議論はこちらからもさせていただいてまして、御工夫くださいという形で申し上げてはいるものですから、今回、同じパターンで行った場合にうまくいかなければ、また、ちょっと御検討をいただくことに、こちらとしては、また、お願いせざるを得ないかなという感じもいたしますので、引き続き、御努力をお願いしたいなと思っている次第です。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきたいと思います。

事務局から、何か確認すべき事項はございますか。

○事務局 特にございません。

○稲生副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に御一任いただきたいと思います。委員の先生方よろしゅうございますか。

（各委員、了承）

○稲生副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせをし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

（自動車検査（独）退室・農林水産省入室）

○稲生副主査 続きまして、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室田中室長より御説明をお願いしたいと存じます。説明は15分程度でよろしくお願ひいたします。

○田中室長 それでは、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしている資料について、一部訂正をさせていただきたい点がございまして、御紹介申し上げたいと思います。

E-2という資料がございまして、実施要項の分厚い資料がございまして、その中の30ページ目を見ていただきたいと思います。「従来の実施における目的の達成の程度」がございまして、ここに書いてある数字がほとんど変わってしまうのですが、お手元にお配りさせていただいている1枚紙で「従来の実施における目的の達成の程度」で、赤字で書いている部分があるかと思っております。その数字のように訂正をさせていただきたいというのが1点でございます。

それと、E-2の資料の108ページから111ページについては、編集の関係で、ダブった資料がついておりまして、108から111までは削除をさせていただきたいと考えております。

それでは、説明に入らせていただきます。

E-2の資料の32ページをご覧になっていただきたいと思っております。ここに事業の全体の説明をしているポンチ絵がございまして、「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」については、農林水産省唯一の競争的研究資金でございまして、基礎・応用・実用のそれぞれ3つのステージがございまして、来年度(28年度)については、今、財務省に対して、「ロボット研究開発型」で、応用と実用の部分について、その予算を要求中でございまして、これが認められればですが、委託業務の内容においても、新たな新規のものとして加わりますので、本日はその部分も説明させていただきたいと考えております。

そして、今回、本委員会の中で御議論いただく内容は、33ページをご覧になっていただきたいと思っております。この上の事業を動かすに当たりまして、農林水産技術会議で評価委員会をつくりまして、研究グループから提案のあった研究課題の評価等を実施してまいります。

その中で、まず、1点目ですけれども、別添5と書いてある「⑩フォローアップ調査」の業務がございまして、これがまず1点目の委託する調査の1つでございまして、2点目が、③と⑧にあります別添6と赤く囲ってあるものがございまして、③と⑧については、「課題の採択審査」及び「研究の評価」について、これも委託対象としたいと考えております。そして、3番目ですけれども、別添7という形で「⑥進行管理」に赤字で囲ってありますけれども、この「進行管理」の業務についても委託をしたいと考えております。

そして、この1、2、3全体を取りまとめた情報管理の業務を、第4の業務という形で、今回の公募の事業を御説明に上がったというところでございまして、

それでは、実施要項を見ていただきたいと思っております。E-2の4ページをご覧になっていただきたいと思っております。ここに、「(1)事業の内容」がございまして、今御説明した表の中にもございまして、ここに、「(1)事業の内容」がございまして、今御説明した表の中にもございまして、「農食研究推進事業」が今の事業を簡略して言わせていただいている名称ですけれども、「研究成果の普及状況把握・分析調査」でございまして、この部分については、下のアの(ア)の「一次調査」にもございまして、調査対象課題が5年後、2年後というような形になっておりまして、それぞれ5年後調査、2年後調

査を、全ての研究課題についてフォローアップを実施したいと考えております。平成28年度実施予定の5年後調査については111研究課題、2年後調査については73研究課題が終了課題となっておりますので、このフォローアップをしたいと考えております。

また、平成28年度、29年度については、実用のみならずシーズ・発展分野の調査についても、新たに入札実施要項に加えてございます。それが大きな変更点となっております。これは、従来実施しておりました実用技術開発事業が、平成25年度から、もう一つのシーズ・応用分野の別の研究事業と一緒になりまして農食研究推進事業を開始した経緯がございまして、その部分の調査についても、今回新たに加えさせていただいたというところでございます。

次が6ページ目をご覧になっていただきたいと思います。②の「新規採択のための研究課題の審査・評価調査等」がございまして、年間スケジュールをこの4月から来年3月までをこなしていくというところでございます。

平成28年度については、「ロボット研究開発型」を設けておりまして、8ページに表がございまして、「5評価委員会」がございまして、今まではシーズ・発展・実用技術開発ステージ及び育種対応型がございましたけれども、今回は、「ロボット研究開発型」を、もし予算が通ればですけれども、この評価委員会を追加で入れさせていただいております。その分野が追加となっているといったようなところが変更でございまして。

それに付随して、審査員の候補者選定、旅費・謝金の支払いが新たな業務として加わっております。

また、この事業について、得られた成果について、普及・活用を進めていく観点から、研究発表会については2回やるということでございまして、研究成果発表会は1回目と2回目がありますが、「1回目の成果発表会」について、新たに、この部分を追加させていただきたい。従来から、(イ)の部分については、「アグリビジネス創出フェア」でやっております、これが成果発表会としてございましたけれども、新たに(ア)を追加させていただいたというところでございます。

次に、12ページをご覧になっていただきたいと思います。「研究課題の進行管理調査等」について、先ほど申し上げました2つ目の新規採択の審査業務から、専門P0、総括P0、研究総括者の合同会議、研究の計画書及び報告書の確認、研究の進行管理に関するものについて再整理をしております、本業務に位置づけを変更しております。

大きな変更点として、従来、個々の専門P0の方が活動した内容について、受託の専門P0の管理を通じて報告いただくこととしてございましたけれども、私どもは今まで以上に適切な事業の進行状況を把握する観点から、定期的な対面方式による報告会を実施するように求めてございます。

15ページをご覧になっていただきたいと思います。「④その他必要な事項」がございまして、この事業について、各業務で得られました情報について、データベースによりまして一元的な管理をしていただくことを考えてございまして、この部分については、従来どおり

やらせていただきたいと思いますと考えております。

以上が、私どもが民間競争入札に付そうと考えております業務になります。

次に、前回、状況報告をした際に御指摘のありました公告時期の早期化並びに企画書作成期間の延長についての御説明を申し上げたいと思います。16ページをご覧になっていただきたいと思います。

予算の概算決定前の入札公告は、なかなか一般的ではないというようなことから、前回以上の公告期間の延長は困難ではあるのですけれども、今回の入札実施要項（案）を策定するにあたり、極力長めにするように検討しているところでございます。年度内に予算の概算決定がなされた場合、今のところ、前回の公告を、これは今、予定としか書いてございませんけれども、前回は1月20日に入札の公告をしておりました。この部分については、1月の下旬を目途に入札公告を実施したいと考えております。それに引き続きまして、入札説明会については、1週間後と考えておまして、1月の中旬を考えております。また、入札書の提出期限についても、前回は2月19日でありましたけれども、これについては極力前倒しをしたいと考えております。そして、前回、入札公告期間について、大体31日ぐらいにしておりましたけれども、入札説明会から提出期限までが24日であったことに対しまして、今回の入札公告期間が42日、入札説明会から34日で、企画書についておよそ1カ月程度の作成期間を設けることで、準備をしたいと考えております。現在想定しているよりも後に入札書並びに提案書の提出締切日を設定した場合には、契約手続は、現行事業者と落札者の間の引き継ぎに支障を来すことも考えられますので、御指摘を踏まえまして、現在考えられるものが最長ではないかと考えております。

また、本事業につきましては、次期民間競争入札による実施の2期目となりますので、本来であれば、実施要項についてパブリックコメント後に御審議いただくところでございますけれども、御説明のとおり、委託内容が大きく変更ございました都合上、御審議いただいた内容を踏まえパブリックコメントに付したいと考えております。何とぞ、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○稲生副主査 ありがとうございます。

それでは、御説明いただきました実施要項（案）について、御質問や御意見のある委員の先生方は御発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石田専門委員 ちょっと確認ですが、こちらのポンチ絵を見ると、別添6は課題の採択審査とか研究の評価となっていますが、これはあくまでもロジですね。実際に、課題を採択したり、研究を評価するのは、ロジの方が候補者の中から選んだ評価委員会がするのであって、こちらはあくまでもロジということですね。

○田中室長 ロジです。

○石田専門委員 でも、ロジけれども、フォローアップの調査には専門的な知見が必要なのですか。

○田中室長 フォローアップのほうは、いわゆる成果をその現場にどう波及していくかと

ということになりますと、そこはそれぞれの専門性を有した方々に対してきちんとフォローアップをしていただく。要するに、その技術なりについて知見がある方が入っていただいて、適切に評価をしていただくという必要が出てまいりますので、専門性がそこから発生してくると思っています。

○石田専門委員 そうすると、そのフォローアップのところは、ロジではなくて、ちょっと専門家、それとも、ロジの人が専門家の人に派遣というかお願いをして、そうではなくては、この受託者がフォローアップをするのですか。

○田中室長 いわゆる実際上の研究の審査・評価をして、その後の進行管理まで専門家の先生方にしていただきながら、どう動いていくか。その審査・評価での指摘で、予算が減ったり、それで見直しが来て、今の形になっている。それが成果として、次に普及に行くのか。基礎・応用であれば、実用に行くのか、それとも別の資金でもってそれを推進していくのかという部分については非常に関心の高いところでございまして、我々とする、その専門性を有したスタッフがそのフォローアップをしっかりと導くことによって、次の産学連携もしくは共同研究につながり、国の資金がしっかりと国民のサービスに役立つような形にしていきたいなと思います。

○石田専門委員 もちろん、そのシステムのことを伺っているのではなくて、そのフォローアップをするのは誰なのですか。この受託者なのか、受託者が専門家に依頼をしてやるのかということです。

○田中室長 それについては受託者にやっていただくということでございます。

○石田専門委員 そうすると、これは一応市場化テストですけども、受託者自身が専門的な知識を有するというと、ちょっとロジから外れますね。そうすると、できる事業者はすごい限られるのではないかという気がするのですけれども、どうですか。

○田中室長 それは専門性を有するような機関であるが一番望ましいというか、それを望んでいるわけです。あとは、市場化テストの場合であれば、そういうスタッフを雇い入れるとか、コンソーシアムを組んでいただくことも考えられるかなというふうには考えております。もし、そういうサービスができないということであれば、ほかとの連携を組んでいただくことも可能かなと思っています。

○石田専門委員 フォローアップは2年後と5年後としていますね。2年後にどうなったかという顛末を見た人が5年後も見たほうがはっきり差ができますね。そうすると、業者はシームレスというか、同じほうがよさそうな気がするのですけれども、今回は、これは2年ですか。

○田中室長 はい。今は2年とさせていただきます。

○石田専門委員 そうすると、農水省さんが思われることは、フォローアップは非常に大事だと言ったときに、できる業者がもともと1者だったらずっと1者なのでしょうけれども、もしも入れかわったりすると、逆に、それは弊害のような気がするのですけれども、その辺はいかがでしょうか。



○田中室長 できれば、同じところにやっていただくことが望ましいかなと思います。ですけれども、今回、市場化テストをもう一回、こちらの委員会からもご指摘を受けましたので、私どもとしても、それに対応したい考えています。

○石田専門委員 話を伺っていると、フォローアップはロジではないですね。それだったら、ロジはいろいろなアレンジとかをしたりするので市場化テスト向きだと思いますよ。でも、フォローアップは市場化テストに不向きなような気がするのですけれども、いかがなのでしょうね。

○田中室長 その部分については、専門性を有するという部分があるので、市場化テストとしては、これを全部一体でやるのが一つ重要なかなと思っておりますけれども、市場化テストのレベルで申し上げれば、専門性を有する部分ということで、市場化テストにそぐわない面もあるのかもしれない。ただ、私どもとすると、この全体を1つのパッケージとして動かすことのほうが、より円滑に動けるということを考えまして、このパッケージの中に入れてさせていただいているというところでございます。

○稲生副主査 市場化テストとして実施する形の最終判断は、私たちがお願いして決めるというよりは、御省の中で検討した結果を、我々のほうから一定のスクリーニングをかけて、最終判断は御省にあるというふうに我々は考えてもいるのです。そういうことからすると、フォローアップ調査も一括してやったほうがいいのだということでお考えになった当初の経緯があるとは思いますが、結果的に、それでやった結果、競争性が働かなかった。次の段階はどうすればいいかというふうに我々は考えていくわけですね。

そうすると、今、盛んにおっしゃっていただいたロジの部分と、それから、本来はロジスティックな部分ではないので、専門性を発揮するというところで切り離したほうが、むしろ、効率性が発揮できる場面も、ほかの業務は結構出てきているのですね。ですから、当初、我々としては、なるべくパッケージでという包括的な形で市場化テストをお願いしたほうがいいのではないかということで、いろいろ議論をしているのですけれども、何回か繰り返すと、実は、パッケージにしたほうがかえって非効率になったりとか、競争性が阻害されたりとかというのも結構出てきて、逆に、何回目かのときに切り分けることも出てきているのですね。

申しわけないのですが、伺っていると、結果的には、不本意ながら、市場化テストに出さざるを得なかった。我々としては、一括して今まで業務をしてきたのだから、今後もそれでやることを前提にフォローアップについても考えているのだと、そういうふうに聞こえてしまうのですね。そうになってしまうと全く議論にならない。そんな感じもするのです。つまり、我々としては、できるだけ効率できるものは効率化していただかないといけないわけです。それが国民にとって一番望ましいことですね。そう考えていくと、専門のフォローアップ調査については切り分けていただいたほうがいいのではないかというふうにも考えられるのですが、この点はいかがですか。

○田中室長 今まで、私どもとすると、事業全体の流れを見ていただきながら、その成果

についてもきちんとフォローをしていただく、今回、市場化テストもそうですけれども、フォローアップ調査が重要だということは予算面の審査の際に、仕分けの際にも言われておりました。そこは事業の運営上、一体的にやらせていただきたいなという部分はございます。

○石田専門委員 まさに、私が先ほどお話ししたのはそのことで、フォローアップは大事なので、2年後と5年後があるときに、2年後にフォローアップする事業者と5年後にフォローアップする事業者が違っていると、一貫したフォローアップ調査にならないのではないですかと。フォローアップは一貫したことをしたほうがいいのであれば、こういう市場化テストで2年ごととか、都度、入札をかけて、もしも事業者が異なってしまうと、引き継ぎはしないといけないわ、まず、採択された経緯までさかのぼって見ていかなければいけないというのは、逆に、非効率なのではないですかと。フォローアップについては専門性が要ると。それも、長期にわたって継続して、モニタリングしていくということであれば、これは2年とか3年という期間で切り分けている市場化テストには、逆に不向きで、これをするもののほうが的確で適切なフォローアップ調査に結びつかないのではないですかという質問です。

○田中室長 ただ、私どもとすると、事業の実施採択から進行管理までを含めて見てもらう者がきちんと一体的にやってもらったほうが、よりサービスの充実につながるのではないかなと思っているので、今、2年でかわるリスクもあるかもしれませんが、そういう体制でやらせていただけないかということで、今ここには来ております。

○加藤係長 担当係長の加藤です。ちょっと補足をさせていただきます。

フォローアップの継続性といった観点を当然我々も考えてございますけれども、それについては業務の中で、④の業務になりますけれども、データベース管理というものをしていただくようになっています。そのデータを、我々農林水産省は仮にですけれども、受託者が変わることも当然ありますけれども、それは次の事業者にきちんと引き継ぎをするようにと申しつけますので、そこについては継続性が失われることは無いと考えております。

フォローアップ調査をする者は、その知見がある方がいかなる成果が出るのかということ想定しながら調査をするといったことが、私どもは重要と考えております。我々農林水産省、行政側としても、専門分野の知見はなかなか有してございませんので、その能力を有している受託者や専門家を雇い入れることができる受託者が複数いらっしゃる想定していますので、これは官民競争入札に付することが適切ではないかと考えて、今回挙げた次第でございます。

○石田専門委員 そうすると、逆に、専門家を雇い入れることができるから受託者がやるということだと、受託者がかわっても、専門家は数が限られているじゃないですか。そうすると、受託者がかわっても、フォローアップ調査をする専門家はかわらない可能性のほうが高いのですか。

○加藤係長 可能性の1つではございますけれども、かわらない可能性はございます。ま

た、その専門家のデータベースといったものが必要ではないかといったことがございますけれども、今現在の受託者が有している情報、また、そのほか科研費等で審査を行っておられる専門家のデータベースがあり、そういったものは使えると聞いておりますので、そういうものを使いながら、新たな受託者が来ていただければと考えております。

○稲生副主査　そこら辺は専門性が高くて、我々もどういうやり方が一番効率的か、また、このフォローアップを2年後、5年後、しっかりとできる方を確保できるのかというのがちょっと確証がないものですからね。だから、要は、こちらが考えているのは、本当にシンプルで、ロジスティックみたいなことについては市場化テストになじむので、それはそれで1つ固まりをつくっていただく。他方、専門性が高いところは、これは今までの多分いろいろ歴史的な経緯もあったりとか、そういうスキルがたまっているだろう、そういうような財団法人とか、よくわかりませんが、そういうところをお願いをしたほうが、つまり、切り分けたほうがいいのではないかということなのですが、そちら様からすると、フォローアップ調査と進行管理等の業務は一体化してやったほうが、質も確保できるし、効率的にもなるだろうと。要するに、こういうことですね。

我々はそこはなかなか専門外なものですから、違ふだろうというのはもちろん言うつもりもないのですけれどもね。だから、そのために、今まで1者応札とかがあって、たくさんの方々が応募されないことに対して、リストをお出しいただいたりとかという工夫をされたりとか、今回で言うと、少しでも考える期間を延ばしてもらうために、御工夫されているということで、それは十分にわかっているつもりではあるのですよね。

ちょっと気になっているのが、さっき説明を伺っていると、新規の業務が結構加わっておりますね。そのときに、多分、応募するほうからすると、その気になったときに、要は、従来の業務とどれだけ工数が増えているのか。つまり、場合によっては、従来のコストよりも上回るのではないかというのを気にするのではないかと思うのですが、要は、情報開示のところで齟齬を来さないのかなというのが、聞いていてちょっと気になってはいるのですよ。かなり加わっていますね。例えば、新規で加わったので、1回目の成果発表会を加えるとかですね。それから、新規で予算が取れば、ロボットについてお加えになるとおっしゃっていて、他方、情報開示のところは、それが無い状態のものデータがあるわけですね。だから、積算して出せるのかなというのが若干心配なのです。業務量が変わっているにもかかわらず、従来の情報の開示の仕方で足りるのかどうかというところは、ここは大丈夫でしょうか。ページで言うと27ページの別紙2で、「従来の実施状況に関する情報の開示」があって、他方、業務が結構新規で加わっていて、応募するほうから、本当に新しい者からすれば、情報の開示を見ながら、延べで何人増えたのかとか積算できるのかしらという感じがするのですけれども、ここは大丈夫でしょうか。

○田中室長　今、先生の言われていることは、情報開示の部分で、課題数がどれだけ増えるとかそういうことですね。

○稲生副主査　そうですね。

○田中室長 確かに御指摘のとおりで、その部分は開示されていないので、業務量がどれだけか。

○稲生副主査 何か工夫してもらったほうがいいかもしれないですね。

○田中室長 課題数とかは織り込みになっています。

○稲生副主査 入っているのですか。

○伊藤課長補佐 課題数は織り込みになっています。

○石田専門委員 想定と書いてありますね。

○伊藤課長補佐 あくまでも、現段階では想定でしか記載が難しいのですが、入れています。

○加藤係長 28ページの（参考4）の表ですけれども、今回増える業務を見越した想定数で課題数は記載させていただいてございます。

○稲生副主査 なるほど。

○石田専門委員 成果発表会が2回というのは読めないですね。

○加藤係長 そうですね。

○稲生副主査 それは入ってないですか。

○加藤係長 情報の開示の中に、成果発表会の増というところがちょっと抜けていましたので、それは御指摘を踏まえて、また、ちょっと工夫をさせていただければと考えます。

○稲生副主査 わかりました。そこはちょっとつけ加えていただきます。

○田中室長 はい。

○稲生副主査 ほかの先生方、どうでしょうか。

○石田専門委員 複数応札はありそうなのですね。

○加藤係長 前は1者応札でしたけれども、その前、平成25年度ですけれども、2者の応札がございました。その状況を踏まえますと、必ずしも1者応札になるということではないかと考えております。

○石田専門委員 こうしてああしてというのではなくて、私はこの事業が大事なので、皆さんが一番ふさわしいと思われるやり方をおやりになったほうがいいと思うのですよ。効率性とかもちろんありますけれども、専門性も高いので、業者がかわると嫌だと思われるのであれば、切り分けられたほうがいいし、業者がかわっても、データベースがあるからできますよというのだったら、それもいいだろうし。そこですね。どちらのほうがやりやすいと思われていらっしゃるのか。

○田中室長 その部分については、私どもとすると、4つの業務を一体的にやることのほうが、フォローアップ調査を切り分けてやるよりも、効率的に国民に対してサービスがきちんと提供できると考えております。

○稲生副主査 ありがとうございます。

それでは、業務自体についてはこの4つの業務、それから、データベースの業務を一体的に行うということで、切り分けはお願いをしないことにさせていただきたいと思います。

それから、先ほどの情報開示については、一応確認だけはしていただいて、応募がより増えるように、とにかく複数の方が何とか応募していただけるような、そういうような工夫は、引き続き、時間が許される限りお願いはしたいと思っております。

それでは、本実施要項（案）につきましては、本日の審議結果を踏まえて、本実施要項（案）について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集を行うようお願いいたします。

農林水産省様におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き、御検討をいただけますようよろしくお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

（農林水産省・傍聴者退室）